

## 性犯罪規定の見直しについて

### I. 視点

1. 人間ひとくくり・弱者保護を基本とした刑法整備の必要性
2. 性虐待被害はあらゆる社会問題や犯罪の根源のひとつと捉えた刑法整備の必要性
3. 『被害者が恥ずかしがることはない 恥ずべきは加害者』、『家族は安全ではない』という社会認識を広げる必要性

### II. 諮問についての意見

#### 1. 犯罪を非親告罪とすることについて

非親告罪化して欲しい。

ただし、以下の担保条件を必須条件として織り込んで欲しい。

- ① 司法面接
  - ② 多機関連携での家族まるごと、ケース・バイ・ケースの支援・治療・教育体制を確立
  - ③ 定期的な見直し検討会の開催
  - ④ 加害者が再犯を繰り返さないための治療や教育体制の確立と、永続的な通院やカウンセリングの義務付け
- ・ 非親告罪化は、潜在化する可能性のある近親姦虐待を公にし、被害者だけでなく、家族や加害者も、支援や治療などの社会資源に繋げるきっかけになり、ひいては社会問題の改善や犯罪の原因を無くすことに繋がる。
  - ・ 「被害者が、どうすればそれからの人生が一番良いものになるか？」被害者の意思を尊重し、弱者保護を基本とした、安心して被害を訴えられる刑法整備の実現が、再犯を防ぐことに繋がる。

#### 2. 性犯罪対する公訴時効撤廃又は停止について

公訴時効の撤廃をして欲しい。

- ・ 以下の事由から、被害者が健全な社会生活を取り戻すために、公訴時効の撤廃が必要である。

- ① 近親姦虐待の被害者が、支援や医療機関に繋がるまでには、最終被害から平均 20～30 年<sup>1</sup>を要し、さらに、被害について自分の言葉で語れるようになるまでには、専門的な治療が必要な場合がある。しかし、やっと被害と向き合い、自分の過去と戦おうとした時には、時効を過ぎており裁判を起こす権利を失っている。
- ② 被害者が年少者である場合など、時効を避けるために代理人を立て裁判を行なった場合、被害者が自分の言葉で、自分の意思で裁判を戦う権利を失ってしまう。
- ③ 多くの近親姦虐待被害者が、被害を訴えることができないまま、加害者からのなんの賠償も支払われずにいる。
- ④ 確実に被害の影響による損失であるにもかかわらず、被害者が以下のような損失を補填している。しかも、時効により、それらを加害者に請求できない。
  - ・ 後遺症の影響で就労が困難になり離職などで収入の減少
  - ・ 治療費やカウンセリング料、そのための交通費や所要時間
  - ・ 被害に場所から離れるための住居確保と引越しなどの費用
- ⑤ 被害による後遺症を抱えたまま、自分で損失を補填することが起因となり、生活の困窮から治療を断念、それによる後遺症の悪化、そしてさらなる困窮と、負のスパイラルに巻き込まれている。

### 3. 配偶者間における強姦罪の成立について

配偶者間においても、強姦罪が成立するように明示して欲しい。

- ・ 近親姦虐待の被害の後遺症で、自己肯定感が低く、自己主張ができずに暴力や暴言にも耐えてしまう。弱者保護の視点で改定を検討して欲しい。

### 4. 強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設

性差なく、関係性にも身分にも関係なく、また、性器にかかわらず、口淫や手指/器物等の挿入に関しても「身体侵襲」として罰して欲しい。

- ・ 意無理矢理の口淫は、特に年少者には苦しく恐怖である。
- ・ 異物を挿入され性器が傷ついたときの痛みや、挿入されたものが取り出せなくなる恐怖は、何度もフラッシュバックを引き起し、決して軽度なものではない。

---

<sup>1</sup> 斎藤 学 日本嗜癖行動学会誌 『アディクションと家族』 第 29 卷 1 号  
[児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた成人女性にみられる精神障害]

## 5. 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和

強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和をして欲しい

## 6. 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設して欲しい。

\* 以下の事由から、強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和と地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設が必要である。(5及び6は、要件が重複するためにひとまとめとした)

- ① 近親者からの性虐待は、暴行・脅迫が伴うものもあるが、幼い頃から信頼を寄せていた大人が、手懐けるように、優しく、断続的に虐待行為を繰り返されることも多いため、特に年少者には、拒否すべきなのか逃げるべきなのか、判断が難しくなる。
- ② 性虐待を受け続けると、他の性被害に遭った時、自分を守るために身につけた「乖離」や「凍りつき」の症状を起こして動けなくなることがある。
- ③ 性虐待を受け続けると、被害者であるにもかかわらず、「共犯者」や「お前も悪人だ」という認識を抱いてしまい、脅迫がなくても、拒否したり逃げられなくなってしまう。
- ④ 家族崩壊や地域からの孤立を恐れたり、事件が公になった場合、自分や家族がどのように処罰されるか、世間からどう見られるかなど、大きな不安材料があり、脅迫等がなくても被害者は自ら口を閉ざすことを選択する。
- ⑤ 父だけでなく母も一緒に性虐待をしたり、強要したりすることもある。
- ⑥ 脅迫ではなく、薬物を使用して加害行為が行われることもある。
- ⑦ 被害者が、擁護者である者に訴えても、見て見ないふりをされたり、嫉妬などによる暴言、暴力を受けることで絶望感を感じ、抵抗や拒否ができなくなる。

進藤啓子 (SIAb.)